

## 実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
--------------	--

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅶ	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	3	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策目標	3-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
個別目標 1		戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと
		(主な事務事業) ・戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族等年金の支給 ・各種特別給付金及び特別弔慰金の支給 ・戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者に対する療養の給付等の援護
個別目標 2		戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えること
		(主な事務事業) ・昭和館の運営 ・しょうけい館の運営
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 国家補償の精神に基づき、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を実施しており、また、昭和館及びしょうけい館において戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承する事業を行う。		
2 根拠法令等 ○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号） ○ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号） 等		
主管部局・課室	社会・援護局援護課	
関係部局・課室	社会・援護局援護企画課	

## 2. 現状分析

戦後60年以上が経過し、 ① 戦傷病者、戦没者遺族等が高齢化し、施策の対象者は減少しているものの、引き続き着実な援護の実施が求められており、 ② また、戦中・戦後に国民が体験した労苦の記憶が風化しつつあることから、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した国民生活上の労苦を確実に後世に伝えることが求められている。
--

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標
-----------

(達成水準／達成時期)		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	援護年金受給者数(単位:人) (一)	34,331	31,313	28,590	26,035	23,781
2	戦傷病者手帳の交付人数(単位:人) (一)	61,750	56,610	51,692	46,956	集計中
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、社会・援護局援護課審査室調べによる。</li> <li>・指標2は、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」(大臣官房統計情報部社会統計課調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年9月に公表予定。</li> </ul>						
<b>施策目標の評価</b>						
戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されており、また、昭和館及びしょうけい館においては、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。						

## 4. 個別目標に関する評価

個別目標 1 戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	34,331	31,313	28,590	26,035	23,781
1 援護年金受給者数(単位:人) (一) ※ 施策目標に係る指標 1 と同じ。					
2	61,750	56,610	51,692	46,956	集計中
2 戦傷病者手帳の交付人数(単位:人) (一) ※ 施策目標に係る指標 2 と同じ。					
3	99.9 注 1	—	—	99.6 注 2	99.7 注 3
3 各種特別給付金及び特別弔慰金に係る請求期間満了から1年以内に処理した割合(単位:%) (100%/毎年度)					
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標 1 は、社会・援護局援護課審査室調べによる。</li> <li>・指標 2 は、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」(大臣官房統計情報部社会統計課調べ)によるが、平成18年度の数值は集計中であり、平成19年9月以降に公表予定。</li> <li>・指標 3 は、厚生労働省社会・援護局援護課調べによる。</li> </ul> 注 1：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(請求期間が平成11年4月1日から平成14年3月31日までの第7回特別弔慰金)に係る数值である。 注 2：戦没者等の妻に対する特別弔慰金(請求期間が平成13年10月1日から平成16年9月30日までの第20回特別弔慰金)に係る数值である。 注 3：戦没者の父母等に対する特別給付金及び戦没者等の妻に対する特別給付金(請求期間が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの第21回及び第22回特別給付金)に係る数值である。					
個別目標 1 に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
援護年金の受給者に対して適切に支給し、戦傷病者等に対して療養の給付等各種援護を適切に実施した。また、各種特別給付金及び特別弔慰金の事務処理については、システムのオンライン化等により事務処理の効率化、迅速化を図っている。その結果として、各種特別給付金及び特別弔慰金の請求期間満了から1年以内に裁定処理した割合は、ほぼ100%に達しており、裁定処理をできなかった事例も、請求者の死亡等により、請求者やその親族と連絡がとれず、書類整備を行うことができなかった等、やむを得ない事情に因るものである。 以上を踏まえ、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されていると評価できる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名：戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族等年金の支給					
平成18年度：47,241百万円					
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要：戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、軍人軍属等であった戦傷病者等及び戦争公務等で死亡した軍人軍属等の遺族に対して援護年金(障害年金、遺族年金等)を支給する。					
事務事業名：各種特別給付金及び特別弔慰金の支給					
平成18年度：1,152百万円(補助割合：[国10/10])					
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					

(VII-3-1)

概要：戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に対して特別給付金を、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を、それぞれ個別法に基づき支給する。	
事務事業名	戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者に対する療養の給付等の援護
平成18年度 予 算 額	1,134百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者に対して、戦傷病者手帳を交付し、療養の給付、補装具の支給等の援護や戦傷病者相談員による相談・指導を行う。	

<b>個別目標 2</b>						
戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること						
<b>個別目標に係る指標</b>						
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	昭和館の年間入場者数(単位：人) (前年度以上／毎年度)	225,460	257,422	257,459	283,386	272,215
2	しょうけい館の年間入場者数(単位：人) (前年度以上／毎年度)	—	—	—	3,356	98,243
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、昭和館調べによる。 ・指標2は、しょうけい館調べによる。(カウンターは重複計上等がある。)なお、しょうけい館は平成18年3月20日に開館したものである。						
<b>個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)</b>						
昭和館については、平成18年度の入場者数は、平成17年度に比して減少している。これは、平成17年度が終戦60周年に当たる年であり、入場者数が例年に比べ特別に増加したことが要因である。そうした要因を考慮し、平成16年度以前の入場者数と比較すると、順調に増加していると言える。 しょうけい館については、平成17年度末に開館したものであり、平成18年度の入場者数を、平成17年度の入場者数と比較することはできないが、広報活動の推進等により、入場者数の増加に努めた。						
<b>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</b>						
<b>事務事業名</b> ：昭和館の運営						
平成18年度 予 算 額：576百万円(補助割合：[国10/10]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <b>公益法人</b> その他( )						
概要：昭和館(東京都千代田区)において、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝えるために必要な実物資料、図書資料(戦争に関する基本的図書を含む)及び音響・映像情報を収集するとともに、これらの資料を入場者の閲覧・情報検索に供する事業を実施している。また、常設展示及び特別企画展により、戦中・戦後の生活上の労苦を伝える資料展示事業を実施している。さらに、これらの昭和館の事業内容を新聞広告、ホームページ等により広報している。						
<b>事務事業名</b> ：しょうけい館の運営						
平成18年度 予 算 額：193百万円(補助割合：[国10/10]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <b>公益法人</b> その他( )						
概要：しょうけい館(東京都千代田区)において、戦傷病者等が体験した戦中・戦後の労苦を伝えるために必要な実物資料、図書資料及び音響・映像情報を収集するとともに、これらの資料を入館者の閲覧・情報検索に供する事業を実施している。また、常設展示及び特別企画展により、戦傷病者等の戦中・戦後の労苦を伝える資料展示事業を実施している。さらに、これらの事業内容を新聞広告、ホームページ等により広報している。						

## 5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
  - i 組織体制の見直しの検討
  - ii 予算の見直しの検討
  - iii 事務事業の新設の検討
  - iv その他 ( )
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

## 5. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）  
平成3年の戦傷病者戦没者等遺族援護法等の一部改正の際の附帯決議で、国民生活の向上等に見合って援護の水準を引き上げるよう努めることとされており、平成18年度においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護年金の額は恩給の額に準じて据え置いたところである。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況  
なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
「検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査結果に基づく通知」（平成18年4月25日総務大臣通知）において、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の身分証に、顔写真等の情報を記載するよう指摘があり、通知を発出することにより改善措置を講じた。
- ④会計検査院による指摘  
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく厚生労働大臣の処分に対する行政不服審査の決定に際し意見を述べる等の役割がある援護審査会については、医師、弁護士等の学識経験を委員に任命している。  
昭和館については、国立施設として中立・公正な運営を確保する必要があることから、厚生労働省及び運営委託先である（財）日本遺族会において有識者からなる委員会を設け、学識経験者の意見を聴取している。  
また、しょうけい館については、国立施設として中立・公正な運営を確保する必要があることから、運営委託先である（財）日本傷痍軍人会において有識者からなる委員会を設け、学識経験者の意見を聴取している。

## 6. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。